

「北広島市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例」

「北広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例」の一部改正について

1 概要

平成26年4月1日より北広島市暴力団の排除の推進に関する条例が施行されたことから、条例の基本理念に基づき、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型介護サービス事業所の従業員の人数や設備、運営、法人格の有無に関する基準を定める条例に暴力団を排除する規定を追加することとしました。

2 改正となる条例

- ・北広島市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例

第3章 指定地域密着型サービスの事業の一般原則 第4条第3項として追加

- ・北広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例

第3章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則 第4条第3項として追加

参考条文（案）

「指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、北広島市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員の支配を受け、又はこれと密接な関係を有してはならない。」

【根拠となる法令】

- ・北広島市暴力団の排除の推進に関する条例

3 スケジュール

平成26年第4回定例会に提出し、平成27年4月1日施行予定

4 担当

北広島市保健福祉部高齢者支援課（内線818）